

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した障害程度の再認定のための診査通知に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、身体障害者福祉法（以下「法」という。）15条4項の規定に基づいて、令和4年5月23日付けで行った身体障害者手帳（以下「本件手帳」という。）交付処分のうち、請求人の身体障害（以下「本件障害」という。）に係る身体障害程度等級（身体障害者福祉法施行規則（以下「法施行規則」という。）別表第5号「身体障害者障害程度等級表」（以下「等級表」という。）によるもの。以下「障害等級」という。）を総合等級3級（大動脈弁閉鎖不全症、僧帽弁閉鎖不全症による心臓機能障害（3級））（再認定期月 心臓機能障害（令和7年4月））と認定した部分のうち、本件障害について、法17条の2第1項の規定に基づく区市町村長の再認定の診査を受けることが必要となる旨の診査通知（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下の理由により、本件処分の取消しを求めているものと解される。

- (1) 令和4年3月14日施術の大動脈弁形成術と僧帽弁形成術のうち、前者については通常の自己弁温存の大動脈弁形成術と異なるところの「自己心外膜を使用した大動脈弁の再建術」であり、その手術適応の推奨と施術の効果は人工弁置換術と同等であり、結果、障害は人工弁置換術と同様に固定されているため。
- (2) 提出済の「診断書・意見書⑤総合所見」の記載において、将来再認定は「不要」と診断意見されているため。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和5年 4月18日	諮問
令和5年 5月29日	審議（第78回第4部会）
令和5年 6月26日	審議（第79回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 手帳の交付

法15条1項は、身体障害者手帳（以下「手帳」という。）の交付申請は、都道府県知事（以下「知事」という。）の定める医師の診断書を添えてその居住地の知事に対して行う旨を定め、同条4項は、知事は、同条1項の申請に基づく審査の結果、身体に障害のある者の障害が法別表に掲げるものに該当すると認めるときは、申請者に手帳を交付しなければならないと

定めている。

法別表は、5号において、身体障害の一つとして、「心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害その他政令で定める障害で、継続し、かつ、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの」を規定している。

(2) 障害等級の認定

ア 法施行規則

法施行規則5条1項2号は、手帳には障害名及び障害の級別を記載すべき旨を規定し、同条3項は、級別は等級表により定めるものとし、等級表においては、障害の種別ごとに1級から7級までの障害の級別（障害等級）が定められている。

なお、等級表のうち、本件障害に関するものとして、心臓機能障害に係る部分のみを抜き出してみると、以下の表のとおりのもとなる。

級別	心臓機能障害
1級	心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの
3級	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
4級	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

イ 医師の診断書

処分庁が上記認定に係る審査を行うに当たっては、法15条1項の趣旨からして、提出された診断書に記載された内容を資料として判断を行うものと解される。

(3) 障害程度の再認定と手帳の再交付

身体障害者福祉法施行令（以下「法施行令」という。）6条1項は、法15条4項の規定により手帳を交付する場合に、知事は、厚生労働省令で定める基準に従い必要があると認められるときは、手帳の交付とともに、法17条の2第1項の規定による市町村（法9条1項の規定により特別区を含む。）の診査

を受けべき旨を、申請者に対して文書で通知しなければならないとする。

そして、法施行規則3条は、法施行令6条による通知は、法15条4項の規定により手帳の交付を受ける者が、次の各号のいずれかに該当する場合に行うとし、4号で、その障害程度に変化が生じることが予想されるときと定めている。

東京都においては、手帳の交付申請者（再交付申請者を含む。）の障害が法別表に掲げるものに該当するか否か、及びこれに該当する場合における障害の種類及び障害の程度の別についての認定審査を適切に行うため、東京都身体障害者手帳に関する規則（平成12年東京都規則第215号）及び同規則5条の規定による受任規程である「東京都身体障害認定基準」（平成12年3月31日付11福心福調第1468号。）を定めており、同9条は、「政令第6条第1項の規定に基づき、法第17条の2第1項の規定による区市町村の診査・・・を受けべき旨の通知を行う再認定対象者は、原則として別表「身体障害者福祉法施行規則第3条の規定による疾患・症例一覧」（添付略）で再認定が必要とされている疾患・症例に該当する者とする。」と規定している。そして、心臓に関する疾患については、「再認定対象とする際の疾患・症例一覧（心臓）」（別紙2）のとおり規定している。

- (4) 処分庁が上記(2)の認定に係る審査を行うに当たっては、同・イで述べたとおり、提出された診断書に記載された内容を資料として判断を行うものと解される。なお、診断書に記載された医師の意見（法15条3項の意見）は、診断を行った医師の意見として尊重されるべきものではあるが、最終的には処分庁が診断書の記載内容全般を基に、客観的に判定を行うべきものである。

このため、仮に、処分庁により交付される手帳に記載された障害程度の再認定の要否について、申請書に添付された診断書に記載された医師の意見と異なることがあったとしても、診断

書の記載内容全般を基にした処分庁のこれらの判断に違法又は不当な点が無ければ、本件処分について、取消理由があるとする事はできないものである。

2 本件処分についての検討

処分庁は、本件診断書に付された本件医師の意見（心臓機能障害3級）に疑義が生じたため、認定審査会に審査を求めたところ、心臓機能障害3級、再認定3年後（軽度化）という審査結果を得たことを受けて、本件医師の診断では、再認定不要とされているものの、令和4年3月14日の手術からわずか3週間経過後に行われた診断であり、活動能力の程度欄では2番目に重い「エ」が選択されている一方で、臨床所見欄のア（動悸）からキ（浮腫）までの所見が全て「無」とされており（別紙1・II・1及び6参照）、両者の間に差があるように見受けられることから、請求人の障害については、将来的に軽減化するなどその障害程度に変化が生じることが予想されたため、法施行規則3条4号に該当すると判断し、障害再認定の時期を令和7年4月と決定し、障害程度の再認定のための診査通知書を送付したことが認められる。

したがって、本件処分は上記1の法令等の規定に則りなされたものと認められ、違法又は不当な点を認める事はできない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり主張する。

しかし、請求人が受けた大動脈弁形成術、僧帽弁形成術は、再認定対象とされない人工弁置換とは異なる手術である。また、処分庁により交付される手帳に記載された障害程度の再認定のための期月について、申請書に添付された診断書に記載された医師の意見と異なることがあったとしても、診断書の記載内容全般を基にした処分庁のこれらの判断に違法又は不当な点が無ければ、本件処分について、取消理由があるとする事はできないものと解されるどころ（1・4）、本件処分が違法又は不当であるとは認められないことは上記2のとおりであって、請求人の主張には理由がない。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のおおりに、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のおおりに判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、大橋真由美、山田攝子

別紙1及び別紙2 (略)